

## 代診医業務に係る派遣協定書

島根県（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、甲の職員が乙が開設する\_\_\_\_\_における診療業務に従事することについて、次のとおり協定する。

### 1 派遣する医師、派遣期間

甲が乙の要請に基づき派遣する医師（以下「派遣医師」という。）及び派遣期間は、「島根県代診医派遣制度実施要綱」第7条の様式第3号により通知する。

### 2 身 分

甲は、派遣医師が現に保有する身分のまま乙への派遣を命じ、乙は当該医師を乙の職員として併せて任命するものとし、派遣期間が満了したときはこれを解任するものとする。

### 3 給与報酬等

(1) 派遣医師が派遣期間中に受けることとなる給料、報酬、諸手当等は甲の関係規程を適用して、甲が支給するものとする。

(2) 乙は、その相当額を甲が指定する方法により甲に納付するものとする。

(3) 甲の関係規程に定めのない手当等については、甲乙協議の上、乙の関係規程を適用して、乙が支給するものとする。

### 4 旅 費

派遣医師旅費については、乙の関係規程を適用し、乙が支給する。

### 5 医療保険及び年金保険

派遣医師は甲の地方職員共済組合島根県支部及び島根県職員互助会または、健康保険及び厚生年金保険に加入するものとし、乙はその相当額を甲が指定する方法により甲に納付するものとする。

### 6 災害補償

派遣医師に対する乙の用務による災害については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）または、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。この場合の手続きは、受入団体の報告に基づき甲が行う。

### 7 勤務医賠償責任保険

代診医の個人責任が補償対象となる医師賠償責任保険勤務医契約（勤務医包括契約方式）については、乙の負担で加入するものとする。

## 8 分限及び懲戒

派遣医師について分限及び懲戒の処分を必要とする事由が生じたときは、その都度甲乙協議するものとする。

## 9 服 務

派遣医師の服務、勤務時間、休暇、健康管理等は乙の関係規程を適用するものとする。ただし、甲の関係規程と異なる場合は甲乙協議の上、必要な定めをすることができるものとする。

## 10 報 告

乙は、派遣医師に関する次の事項を必要の都度、甲に報告するものとする。

ア 勤務状況

イ その他必要な事項

## 11 有効期間

この協定の有効期間は、平成 年 月 日までとする。

## 12 その他

この協定書に定めのない事項及びこの協定書の各項の解釈に疑義を生じた場合には、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の証として本書2通を作成し甲乙各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 島根県松江市殿町一番地  
島 根 県  
島根県知事 溝 口 善 兵 衛

乙 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_